

**国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案**

国立市国民健康保険条例（昭和34年4月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国立市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（）」を「国立市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により置かれた市の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」に改める。

第5条第4号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。